

令和6年3月25日

福祉部地域ケア推進課

江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

1 改正の理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い規定を整備するため、江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する。

2 改正の概要

指定介護予防支援等の事業の従業者の員数や設備等の基準について、省令によることを定める改正を行う。

3 改正する主な基準

（1）記録の保存年限の見直し

利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録の保存年限について、その完結の日から5年間としていたところ、2年間とし、省令の基準に合わせることにする。

（2）身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等を行ってはならないことを明文化するとともに、身体的拘束等を行う場合には記録することを義務付ける。

(3) モニタリングの要件の見直し

三月毎の期間に一回行うモニタリングについて、二期間に一回の居宅訪問等の要件を満たした場合、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用を可能とする。

4 施行日

令和6年4月1日

5 条例案文

3ページのとおり

江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年12月江東区条例第48号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号、第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護予防支援の事業の申請者の資格）

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

2 前項に規定する法人の役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）は、江東区暴力団排除条例（平成24年3月江東区条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者であってはならない。

（指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等）

第4条 法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の規定により条例で定める基準は、省令第1条の2、第2章から第4章まで及び第6章の定めるところによる。

（基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等）

第5条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準及び員数は、省令第32条の規定により読み替えて準用する省令第1条の2及び第2章から第4章（第25条第6項及び第7項を除く。）までの定めるところによる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。